

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>産業イノベーション地域(仮称)の課税の特例 (国税、地方税) (国2)(法人税:義、所得税:外) (国16)(法人税:義、所得税:外) (地1)(法人住民税:義) (地8)(法人住民税、事業税:義、事業所税、特別土地保有税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>産業イノベーション事業を行う新産業の集積等により、将来の沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進するため、現行の産業高度化地域を発展的に拡充し、産業イノベーション地域(仮称)に係る特例措置を新設する。</p> <p>○投資税額控除の拡充 控除率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等 15%→25% ・器具等 15% ・建物等 8%→15% ・法人税額の 20%上限の撤廃 ・建物と附属設備の同時取得要件の撤廃 ・取得価額上限 20 億円の撤廃 ・最低取得価格要件の緩和 ※現行の産業高度化地域と比較 <p>○特別償却制度の拡充 償却率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等 34%→50% ・器具等 34%、建物等 20%→25% ・建物と附属設備の同時取得要件の撤廃 ・最低取得価格要件の緩和 <p>○対象設備の拡充 (試験研究用資産、再生可能エネルギー設備) ○事業所税 資産割 課税標準 1/2 ○対象地域の拡大</p> <p><以上、経済産業省と共同要望></p> <p>○産業イノベーション地域において、試験研究を行う企業の試験研究費に係る法人税額控除(沖縄特定試験研究費 50%)の新設 ○先進的な産業イノベーションを行う特定企業の発行株式等の取得に係る個人投資家の所得控除の新設 適用期限 5 年</p>
3	<p>担当部局</p> <p>内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付産業振興担当参事官</p>

4	<p>評価実施時期</p> <p>平成 23 年 9 月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p>
6	<p>適用又は延長期間</p> <p>平成 29 年 3 月 31 日まで</p>
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>・新商品の開発等を通じて新たな価値を生み出すイノベーションを促進することにより、沖縄の優位性を生かした産業の高付加価値化や製造業等の発展を支援することを目的とする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・新法にて規定する予定</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策分野】 沖縄政策 【政策】 沖縄政策の推進 【施策】 沖縄における産業振興</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業イノベーション(仮称)地域内の製造業等の発展</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 沖縄の製造品出荷額を平成 24 年度に比べて平成 33 年度には 1.5 倍に増加させる。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究開発、設備投資を支援することで、製品開発、生産工程におけるイノベーションが促進される。</p>
8	<p>有効性等</p> <p>① 適用数等</p> <p>・産業イノベーション(仮称)地域内において年平均 240 億円程度の設備投資を想定</p> <p>② 減収額</p> <p>▲506 百万円(国税) ▲86 百万円(地方税) (国税の内訳) 投資税額控除等による減収見込み: 488 百万円、研究開発費の特別控除による減収見込み: 6 百万円、投資促進に関する減収見込み: 12 百万円</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H14~H20)</p> <p>・沖縄県の製造品出荷額は平成 14 年度に比べて平成 20 年度は 1.05 倍に増加し、産業イノベーション地域(仮称)制度の前身となる産業高度化地域に限っては 1.09 倍に増加。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H14~H20)</p> <p>・産業高度化地域制度において、工業用機械等に対する投資税額控除及び特別償却(いずれか選択)を行ったところ、平成 20 年の設備投資額は平成 14 年に比べて 2.2 倍、有形固定資産残高も 1.2 倍に増加。沖縄県全体では、設備投資額は 1.8 倍、有形固定資産は 1.1 倍の増加であり、産業高度化地域制度による投資促進効果があったと思われる。</p> <p>・沖縄県の製造品出荷額は平成 14 年度に比べて平成 20 年度は 1.05 倍に増加、産業高度化地域に限っては 1.09 倍に増加。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H24~H29) 研究開発、設備投資の停滞</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H24~H29) 研究開発の成果は設備投資を含め広く経済全体に効果を及ぼすが、リスクが高いため市場原理に任せるだけでは十分な研究開発が行われない可能性があり、新たな設備投資も滞る可能性がある。沖縄は豊富な亜熱帯生物資源等のポテンシャルを有する一方で消費地からの遠隔性などの不利性を抱えているが、税制で支援することにより、沖縄の優位性を生かした新たな産業の創出が期待される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金に比較して、より多くの企業の判断に影響を及ぼすことが可能であり、対象とする業種の研究開発、設備投資を促進する上で効果が期待できる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。 ・ 新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。 <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>沖縄振興にかかる租税特別措置であり、租税特別措置により政策目的が達成されるよう、沖縄県が主体的に取り組むものと思われる。</p>	
10	有識者の見解	<p>これまで、食品加工、健康食品、琉球泡盛等地域資源を活用したものづくり産業の振興を図ってきたが、引き続き戦略的に取組を進めるとともに、沖縄の優位性を活用した新たな産業の創造が期待されるところである。(沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」)</p>	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>※租特の事前評価を行うことが初めての場合は記載の必要なし。</p>	

工業用機械等の投資税額控除、特別償却に関する減収見込額

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

平成19年から21年の実績

	投資税額控除	特別償却	アンケートによると、投資税額控除のうち、18%が建物、82%が機械 特別償却による減収額のうち、44%が建物、55%が機械、1%が器具
19年度	210,586	3,940	
20年度	213,599	1,886	
21年度	212,287	71,417	
	636,472	77,243	3年の実績をもとに、率を拡充した場合の減収額を計算すると、 【投資税額控除分】 =(636,472 × 18% ÷ 8% × 15%) + (636,472 × 82% ÷ 15% × 25%) = 1,077,837 【特別償却分】 =(77,243 × 44% ÷ 20% × 25%) + (77,243 × 55% ÷ 34% × 50%) + (77,243 × 1%) = 42,484 + 62,476 + 7,724 = 112,684 【合計】= 1,190,521 → 単年度では、397百万円

下限額を引き下げることによる効果
→ 1,000万以上の投資をした企業について、1,000万以下の投資を含めた投資総額は、1,000万以上の投資総額に比べて1.01倍なので、397百万円 × 1.01 = 400百万円

地域を拡大することによる効果
→ 現行地域と想定される追加地域を合わせた地域の投資総額は、現行地域の1.15倍なので、400百万円 × 1.15 = 460百万円

試験研究用設備を追加することによる効果
→ 投資総額のうち、研究開発用の投資が占める割合は0.6%なので、460百万円 × 1.06 = 488百万円

それぞれの効果を反映した場合、減収見込み = 488百万円と推計

研究開発費の特別控除に関する減収見込み

- ・現在、産業イノベーション地域として想定される地域において研究開発を行うことが期待できる企業は約100社
- ・研究開発を行う企業の1社あたりの研究開発費は約100万円
- ・研究開発を行う企業のうち、全国版の研究開発税制を使っているのは12%

→現状で研究開発費の50%を控除とした場合の減収見込額は
 $100社 \times 12\% \times 100万円 \times 50\% = 600万円$

産業イノベーション地域内の企業に対する投資促進に関する減収見込み

- ・沖縄県内においては、平成19年から平成22年にかけて、全国版のエンジェル税制を利用して延べ4社に対して33,500千円の投資がされた。
- ・1社1年あたりでは、平均約200万円の投資が行われたことになる。
- ・個人の平均年収は約600万であり、適用される所得税率は20%と仮定。
- ・ベンチャー企業は約30社あるが、これら全てに個人が投資すると仮定すると、

減収見込額 = $200万 \times 30社 \times 20\% = 1200万円$

産業イノベーション地域制度 減収見込みの根拠【地方税 自動連動分】(単独要望分)

試験研究費の税額控除にかかる国税の減収にかかる自動連動分+個人投資家の所得控除にかかる自動連動分

= 試験研究費の税額控除にかかる国税の減収×法人住民税率+個人投資家の所得控除にかかる国税の減収×個人住民税率

= 6百万×17.3%+12百万×10%

= 2百万

産業イノベーション地域制度 減収見込みの根拠【地方税 自動連動分】

工業用機械等の取得にかかる国税の減収見込額×法人住民税率

= 488百万円×17.3%= 84百万円

事業所税= 500㎡×600円×(1/2)×5社= 750,000円/年と推計